

居宅介護支援重要事項説明書

くすのき園居宅介護支援事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています

【指定番号 第 2470300100 号】

当事業所が行う居宅介護支援とは

ご契約者が、自宅で自立した生活を送っていただくため、公正中立な立場で、保健医療サービス、福祉サービスとの連携をはかりながら、介護サービスを適切に利用していただけるよう、支援します。

①ご契約者の意思、人格の尊重を基本に、心身の状況、ご家族等の希望をふまえ、ご契約者の立場にたった「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作ります。

②居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びそのご家族等、居宅サービス事業者との連携調整を行い、実施の様子を把握します。

③必要に応じて、居宅サービス計画の変更をします。介護認定を受けるにあたって、手続きのお手伝いをします。

1. 事業者 法人名 社会福祉法人 慈童会

代表者 理事長 北野 真弘

2. 事業所の概要

所在地	三重県鈴鹿市上箕田町字近田 2639-2
事業所名	くすのき園居宅介護支援事業所
電話番号	059-385-6565
実施地域	鈴鹿市

3. 職員体制（職員の体制については指定基準を遵守しています）

	正規職員	非常勤職員
管理者（兼任）	1名	
主任介護支援専門員	2名	
介護支援専門員	3名	2名
合計	6名	2名

4. 利用料金

要介護認定または要支援認定を受けられた方は、原則として介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜
営業時間	8：15～17：15

休業日：日曜日・祝日、その振替休日、12月29日～1月3日

ただし緊急時は、休業日でも電話で24時間、対応します。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）介護支援専門員の交代

①ご契約者からの交代の申し出

担当している介護支援専門員について交代を希望される場合は、その理由を明らかにした上で申し出ることができます。

②事業所からの交代

事業所の都合で介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、ご契約者に対して、サービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

（2）居宅介護支援の終了

①ご契約者の都合で居宅介護支援を終了する場合

ご契約者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

②当事業所の都合で居宅介護支援を終了する場合

契約を継続し難いやむをえない事情により、居宅介護支援の提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に居宅介護支援を終了いたします。

- ・ご契約者が介護保険施設に入所した場合（期間限定の入所の場合は除く）
- ・要介護認定区分が、非該当と認定された場合
- ・ご契約者が死亡した場合

④自動継続

契約終了日の7日前までに、ご契約者からの事業者に対して、文書による契約終了の申し出が

ない場合、契約は自動更新されるものとします。

⑤その他

ご契約者やそのご家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することがあります。

(3) サービス事業所利用選択の説明

①ご契約者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。またその事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

7. 損害賠償

事業者はサービス提供に伴って、事業者の責任により生じた損害について、その損害を賠償いたします。ただしその損害の発生について、ご契約者の故意、または過失が認められる場合は、その状況に応じて、損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 守秘義務

居宅介護支援を実施するにあたって知り得た、ご契約者およびその家族に関する事項を正当な理由無く、他者に漏らすことはしません。この守秘義務は契約が終了した後も継続します。ただし、担当者会議など居宅介護サービス事業者等との連携を図る上で必要な場合は、個人情報を用いることとします。

9. 事故発生時の対応

当事業所の居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご家族、関係機関に連絡するとともに管理者に報告して、必要な措置を講じます。また賠償の必要がある事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 居宅介護支援についての苦情・相談窓口

当事業所では、苦情・相談の専用窓口を設置しています。何でもお申し出ください。苦情申し出がなされた場合、当事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無、改善の方法について相談者に報告します。

くすのき園居宅介護支援事業所
管理者 岡田 英紀
住所 鈴鹿市上箕田町字近田 2639-2
電話 059-385-6565
F A X 059-385-6660

第三者委員

中川 久子

中村 次男

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
住所 津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内2階
電話 059-222-4165 (月～金 9:00～17:00)

鈴鹿亀山地区広域連合
住所 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市役所西館3階
電話 059-369-3201 (月～金 8:30～17:15)

【説明確認欄】

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 慈童会
くすのき園居宅介護支援事業所

担当介護支援専門員 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 鈴鹿市

氏名

本人が署名できない場合の理由 ()

代理人 住所

氏名

本人と代理人との関係 ()